

第二 実用新案法施行規則の一部改正

第一条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「昭和三十四年法律第二百二十三号」及び「昭和三十四年法律第二百一十一号」を削り、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
（手続の補正の期間）

第一条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の二第二項ただし書の経済産業省令で定める期間は、実用新案登録出願の日（同法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願について、実用新案法第二条の二第二項ただし書の規定により同法第八条第四項に規定する書面又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をする場合にあつてはその実用新案登録出願の日、実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続を補正する場合にあつては、同法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日）から一月とする。

第十八条の二中「第二条」を「昭和三十五年政令第十七号）第一条」に改める。
第十八条の三中「第二条」を「第一条」に改める。
第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第二十二条の三 実用新案法第四十八条の十第四項において読み替えて適用する同法第九条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

第二十三条第一項中「及び第十四号」を「第九号から第十一号まで及び第十七号」に改め、「第十三条の二の下に「から第十三条の二の三まで」を加え、二十三 再審の請求二を二十六 再審の請求」に、「十三 再審の請求 十三の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」を「十六 再審の請求 十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」に、「第十五条」を「第十条」に、「第三条第二項」を「第二条第二項」に改め、若しくは第二項の下に、「第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）第三十一条の二第七項」を、「第三十八条の二第三項」の下に、「第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、若しくは第二十三條第三項を「第二十三條第二項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第五項（第二十三條第二項において準用する特許法施行規則第三十八條の二第三項）の下に「若しくは第二十三條第七項において準用する特許法施行規則第三十八條の十四第四項（第二十三條第七項において準用する特許法施行規則第三十八條の十四第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「同条第八項」との下に、「特許法施行規則第二十七條の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八條第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八條第四項及び同法第四十一条第一項において準用する特許法」と、同法」とあるのは「実用新案法第四十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、特許法第四十四条第一項、第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の二第二項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第四十一条第一項において準用する特許法」と、優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権

の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の二第二項」とあるのは「実用新案法第四十条第一項、第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の二第二項」とあるのは「実用新案法第八條第一項又は第四十六條第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、同法第四十一条第一項又は「とあるのは「実用新案法第八條第一項又は第四十六條第一項において準用する特許法」と、優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るものとの特許出願の日、同法第四十六條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るものと出願の日若しくは同法第四十六條の二第二項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の二第二項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の二第二項（同法）とあるのは「実用新案法第四十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項（実用新案法第四十一条第一項において準用する特許法）」と、同条第四項及び第七項中「特許法第八十四条の二」の下に「と、特許法施行規則第二十八條の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」を加え、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八章」を「第九章」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 特許法施行規則第三十八條の十四（国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八條の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八條の十四第一項中「特許法第八十四条の二十第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第一項」と、同条第三項中「特許法第八十四条の二十四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第四項」と、「第四十一条第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「特許法第八十四条の四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の四第一項」と、同条第四項中「特許法第四十一条第一項第一号」とあるのは「実用新案法第八條第一項第一号」と、同条第六項中「特許法第八十四条の二十四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第四項」と読み替えるものとする。

8 特許法施行規則第三十八條の十四の二（受理官庁による優先権の回復の効果等）の規定は、実用新案法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。

様式第一中「第1条」の下に「2」を加え、同様式の備考25中「第1条第3項」を「第1条の2第3項」に改め、同様式の備考30中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」に改め、「第27条の4第5項」に改め、同様式の備考36中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」に改め、同様式の備考39の次に次のように加える。

40 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「【実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願】と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「【実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願】と記載する。